

South China - Asia Business Report

Vol. 47
November
2015

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析…………… 3

事業譲渡による中国ビジネスからの撤退…………… 7

Regional Business

India インドビジネス最新情報 [17]地域統括会社とグループ・ストラクチャーの
構築に関する規制…………… 10**Vietnam**

保税倉庫取引と外国契約者税…………… 14

Cambodia

カンボジア不動産市場と関連する税制…………… 16

Philippines

フィリピンにおける個人所得にまつわる税…………… 20

China

外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」…………… 24

China 中国ビジネス法律講座 [48]

「広告法(2015年改正)」の施行による外資企業への影響…………… 30

Macro Economy

アジア経済情報: インド…………… 34

Briefs

Topics

新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析

外資系企業を含む中国企業が株式上場を検討する際、真っ先に候補となるのは香港市場(H株)あるいは中国本土市場(A株)である。ただ、アジア有数の国際市場あり、グローバルな慣行に則った香港に比べ、中国本土においてはまだ規制も多く、両市場はさまざまな面において相違が見られる。

ここでは、実務者の観点から、投資家層や価格形成、株主による売却制限、上場審査および上場準備における留意点などについて両市場を比較する。

**事業譲渡による中国ビジネスからの撤退**

中国からASEANへの生産シフトが順調に進んだ企業などを中心に、中国ビジネスからの撤退を模索する動きが始まりつつある。生産工場の閉鎖にあたってはいくつかの手段があるが、中国法人(工場)を清算するのではなく、事業譲渡(売却)という手段をとるケースがある。また華南地域では、工場が香港現地法人からの100%出資である場合、香港法人と中国法人をまとめて売却するケースもみられる。

本稿では、中国ビジネスの売却や事業再編に際し、懸念される税務問題や、香港法人も含め売却する場合に香港で課税される印紙税、閉鎖する工場従業員および地元政府当局への説明のポイントについて説明する。

Regional Business

インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制

広い国土を有するインドでは、主要都市に複数の拠点を設置する外資系企業が多い。こうしたケースで国内拠点の事業再編やインド統括会社の設置を検討する場合について、資本関係および統括機能の観点から、海外企業が在印グループ各社の株式を直接保有するケース、資本関係は同様だが、在印グループ会社のうち1社を統括会社とするケース、在印グループ会社のうち1社を統括会社とし、ほかの在印グループ会社との資本関係も当該統括会社の下に再編するケースの3つについて、それぞれのメリットとデメリット、法規制上の留意点などを概説する。

ベトナムにおける保税倉庫取引と外国契約者税

ベトナムには、海外企業がベトナム国内企業に役務提供した対価に課税する「外国契約者税 (Foreign Corporate Tax = FCT)」がある。当該課税について、保税倉庫を介した取引についての取り扱いが明示され、保税倉庫内で所有権が国内企業に移転した場合、FCTが課税されることが明らかになった。税金の未納・延滞については加算税や重加算税が課せられるため、多額の追徴課税に悩むことがないように、ベトナムから海外への送金の際はFCTを納税する必要ないかどうか、常に検証されることをお勧めする。

カンボジア不動産市場と関連する税制

カンボジアでは昨今、外国人投資家による不動産購入が増加している。国内不動産市場も首都プノンペンを中心に、高級コンドミニアムなどの開発・販売が進

んでおり、地価もアジアトップクラスの上昇率にある。ここでは、実際の不動産購入に当たり課せられる税金や実務上の留意点について解説する。

フィリピンにおける個人所得にまつわる税

フィリピンに新規投資する、あるいは既存拠点の事業拡大にあたり駐在員を置く場合の、当地における個人所得税の取り扱いについて説明する。駐在員はフィリピン源泉所得について課税され、日本の円口座に振り込まれたとしても当地で稼得した給与であれば課税対象になる。また、会社が負担した管理職の私的な費用にかかるフリンジベネフィット税もあり、税率は32%と比較的高い。個人所得税には輸出加工企業に適用されるような優遇税制はないため、駐在員の派遣・費用負担に当たっては十分な検討をお勧めしたい。

中国ビジネス法律講 [48] 外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」

中国事業の再編に際し、合理的な商業目的を有するなど一定の条件に合致する企業は「特殊性税務処理」の適用を受けることができる。ここでは、香港などを含むクロスボーダーでの持分または資産買収が発生する場合の特殊性税務処理の適用条件、当該適用を受ける場合の手続き、「合理的な商業上の手配」

とみなされないケースなどについて、実際の事例も含め紹介する。

中国ビジネス法律講 [48] 「広告法(2015年改正)」の施行による外資企業への影響

9月1日に施行された改正広告法について、新規追加条文などを中心に説明する。今般改正には、インターネット広告など時代に即した条文の追加・規制のほか、保健食品、薬品、医療、教育などの分野における補強、罰則の強化などが含まれている。タバコや酒類、医薬品などに関する規制の厳格化を含め、外資企業の広告戦略にも影響を及ぼす恐れがあるため、改正法の内容に十分な注意を払われたい。

Macro Economy

アジア経済情報: インド

15年2Qの実質GDP成長率は前年比+7.0%と前期から減速した。今後、15年内のインフレ率は目標域内で落ち着き、消費も底堅く推移すると見込まれる。ただ、モディ政権による改革の不透明感から民間投資の回復ペースは緩やかになるとみられる。最大の輸出先である中東では原油安で景気停滞が予想されるため、輸出も全体として伸び悩むと見ている。15年の成長率は+7.4%、16年は+7.7%と予想する。

Editorial

自他共に認める日本好きの香港人の知人がこのところ、ハマっているのが日本の通販。アクセサリーや洋服などが中心だが、「カワイイ」日本製品が気軽に入手できると、触発された友人や同僚にも広まり、周囲にはわか日本ブームに沸いているとか。

中国の国慶節連休に当たる10月初旬に日本で見たテレビでは、中国人観光客の爆買いを当て込んだ地方のデパートで思ったより高級品が売れなかった半面、生活用品を中心に、より安価で身近な製品が人気を集める様子が報道されていた。先月号で紹介した越境Eコマースが軌道に乗れば、上述の知人のように、日本に行くまでもなく、ネットで日本製品を買い求める中国の消費者も増えるのだろう。

さて、足もとではハロウィーンも終わり、店頭ディスプレイはクリスマスモードに変わりつつある。爆買いがまだまだ続くのか、Eコマースがさらに伸びるのか、今年のクリスマス商戦の行方を興味深く見守っている。



新規上場先としての 香港・中国本土市場の比較分析

武居 駿

Mizuho Securities Asia Ltd ECM/Corporate Finance

上場市場の選択は、上場計画当初の重要検討事項である。本稿においては中国企業（外国企業により出資された中国本土内ジョイントベンチャーを含む）にとって検討候補として挙がる香港市場と中国本土市場での上場につき、株主および発行体にとって最も重要な観点であるバリュエーション（株価評価）と主要な上場プロセスに焦点を絞り比較を行う。各市場における投資家層の違いを背景とした価格形成の相違、株主による売却制限、上場フィージビリティの観点からの審査主体の相違および足もとの状況等を概観いただき、上場計画検討の一助となれば幸いである。

1. はじめに

上場市場の選択は、上場を検討する企業体にとって上場計画の初期段階における重要検討事項である。本稿では、中国企業の上場先候補となる香港市場（H株）および中国本土市場（A株）の比較を通して、株式市場関連業務の実務者の観点から主

要な論点について論じることとする。

用語について若干の補足をすると、H株とは、香港市場に上場している中国登記の企業により発行された株式であり、香港ドルで取引されるものである。A株とは中国登記の企業の株式のうち、上海または深圳市場に上場している株式を指し、人民元で取引される。同一の中国企業によりH株、A株双方で上場させているケースも散見されるが、双方の株式に株主としての権利に相違はない。ただし、機関投資家による取引を中心とする香港市場と、個人投資家による取引が中心の中国本土市場では、株価のパフォーマンスに相違が観察される。中国株式市場への海外投資家の参入が制限されているため、現時点では両者の価格裁定は限定的であり、取引為替の相違を勘案しても数十%のプレミアム/ディスカウントが付与される場面も生じてきた（図表1）。

【図表1】2014年初来の香港H株インデックスおよび中国本土市場(上海・深圳)インデックスの推移

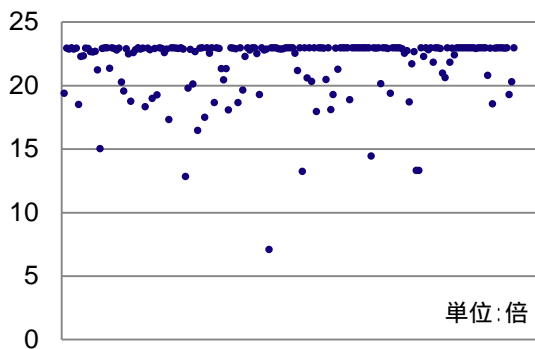


出所: Bloomberg, 2014年1月4日を100として相対化

2. 株式の価格形成

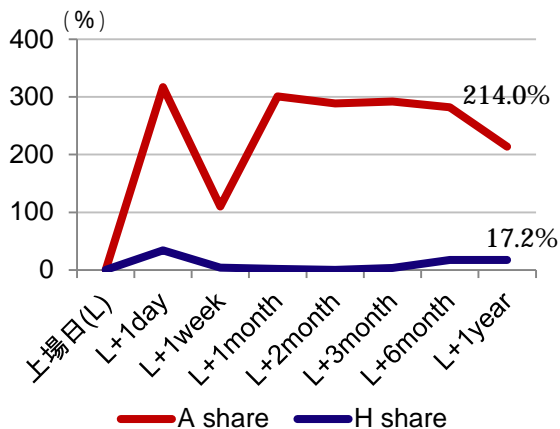
IPO時の募集価格は、既上場の類似銘柄のバリュエーション指標(P/E、PBR、EV/EBITDA等)を参照し、投資家の需要状況を踏まえて決定されるのがグローバルに採用される新規上場時の株価決定手法である。上場先市場の類似企業を参考とすることが市場参加者の一般的慣行であるため、当該比較先市場全体のパフォーマンス、比較対象先の相違により、一般論としてバリュエーションは上場対象市場の違いにより異なる。足もとではA株の方が高い株価評価を受けるケースが多く見られる。

【図表2】2015年初来 中国本土市場新規上場企業の募集価格の実績P/E水準



出所: 東方財富網を基に Mizuho Securities Asia 作成

【図表3】2013年初来のA株・H株上場銘柄の上場後の特定時点の株価水準(平均値)



出所: Bloomberg

H株の株価評価においては、グローバルな慣行に則り、機関投資家が一般的に採用する将来利益に基づく類似会社とのバリュエーション指標の比較を通して株価が形成される。

他方、A株については、中国証券監督管理委員会(以下、CSRC)によって規定された所属業種の全上場会社の実績利益をベースとしたP/E平均値を用いて評価するのが実務となっている。ところが、足もとの募集価格については、実績P/Eの23倍を上限とする慣行¹が一般化されている。後述のCSRCによる新規上場認可停止前は、中国本土市場全体が好調であり比較先の類似業種の株価が高く評価されていたケースが多かったため、本年のIPOにおいては、業種にかかわらず、ほぼすべての新規上場会社が23倍相当の募集価格でIPOを実施していた(図表2)。

募集価格の水準を、実績ベースP/Eの23倍を上限として抑制してきたA株は、上場後のセカンダリー市場での取引において高いパフォーマンスを示す傾向がある。他方、H株はプライシングを投資家とのコミュニケーションを通じて行うため、セカンダリー市場での適正価格がプライシング時点で一定程度織り込まれる傾向にある(図表3)。

3. 上場前の保有株主が受ける売買制限

H株、A株ともにCSRCの規定により、原則として、上場前に発行されていた株式については上場後12カ月間の売却制限²が課される。欧米市場や日本市場

¹ 誤解を恐れずに言えば、明文化されておらず中国本土証券会社内の暗黙の合意とされる。

² 証券用語としては、このような上場後の売却規制をロックアップと呼ぶ。他市場においては、通常は当該株式が公開された後に、一定の期間市場で自分の持ち株を売却することができないよう株式公開前に主幹事証券会社と対象株主が契約を交わすことで成立するが、ここでは規則により定め

H株を除く香港上場銘柄等において見られるIPO時の大株主の売却は一部の例外を除き、H株、A株ともに実施できない。従って、上場前からの株主による売却は当該ロックアップ期間後から始まることとなる。

一方、ロックアップ期間明けの株主による売却については、香港市場、中国市場のそれぞれの投資家属性・取引慣行の違いによりH株とA株とは相違が生じるとの理解が市場関係者の通説である。機関投資家による取引が中心である香港市場においては、機関投資家に対する市場外相対取引、いわゆる「ブロックトレード」が活発に行われているため、H株の売却は、大口での売却が相対的に頻繁に起こる印象である。他方、中国市場においては取引の中心は個人投資家となるため、大口の取引は活発ではなく、市場内で細かく、時間をかけて売却していくという手法が採られやすい。

4. 上場審査主体および上場準備の留意点

H株とA株の上場プロセスにおける大きな違いは、上場審査を実行し、上場許可を与える主体である。H株においては、他のグローバル市場と同様に証券取引所から最終的な上場許可を得ることとなるが(ただし、CSRCによる海外上場申請の認可は必要³⁾)、A株においては、CSRCが上場審査を行い最終的な上場可否についての判断を下す。

誤解を恐れずに言えば、A株の上場審査には国や当局の意向が反映されやすい傾向にある。また、本年7月より市場が調整局面入りしたことを背景として、

られた「法定」ロックアップを指す。A株上場においては、上場主体の実質所有者となる支配株主については36カ月間のロックアップ期間が設定される。

³⁾ この観点からはH株はCSRCと香港証券取引所の2つの審査主体を有することとなるが、H株上場に係るCSRCによる審査は、一般論としてA株審査に比べて相対的に透明性が高く負担が軽微である。

CSRCはA株の新規上場許可を停止している。当該停止期間前に上場申請を出しつつも上場許可を得られていない企業はおよそ600社あったと言われており、今後のA株上場認可再開後も、A株上場検討企業は「長い行列」を待たなければならないだろう。また、その「行列」の順番は過去の慣行から言えば必ずしも恣意性を排除できず、CSRCにより大型国有企業、業界地位、中国政策の観点における重要度の高い産業、企業等が優先的に上場認可を得て来た。

こうしたCSRCによる一元的な審査体制を改めるべく、証券取引所への上場審査に係る権限の漸次移譲を図る、いわゆる「登録制」への移行に向けた議論が、本年秋の法整備完了に向けてなされていた。しかし、中国本土株式市況の急速な悪化により、議論は暗礁に乗り上げている。

最後に、外国企業の投資先企業、すなわち外商投資企業が上場するにあたり大きな論点となりうる「有限公司の株式会社化」について補足する。現在、中国へ進出している外商投資企業は、有限責任公司形態を採っているが、H株およびA株ともに上場主体は株式会社に限定されており、株式会社化は両者ともに必要となるプロセスである。

株式会社化を行う際に論点となりやすい点に、外商投資企業が株式会社化を行う場合には中国企業との合弁会社形式を採らねばならず、その前提として発起人の過半数を中国籍株主としなければならないということが挙げられる。上場準備に入る前に、中国籍のパートナーを選定した上で持分の一部を中国籍株主に譲渡し、その後、株式会社化の手続きを行う必要が生じる。

なお、株式会社化を実施するには通常6カ月程度の時間がかかるとされ、発起人の合意取り付け

【図表4】H株およびA株上場にかかる比較表

	H株	A株
株式の価格形成	<ul style="list-style-type: none"> n H株のバリュエーションは類似会社の将来利益を用いたP/Eをベースに算出 n H株市場はグローバル機関投資家の参加する市場であり、IPO時、A株対比で合理的な価格形成 	<ul style="list-style-type: none"> n A株のバリュエーションはCSRCにより規定された所属業種の全上場会社の実績利益を用いたP/Eがベースとなるものの、現在は業種に拘らずほぼすべての上場会社が23倍相当のバリュエーション
既存株主が受ける売買制限	<ul style="list-style-type: none"> n 上場前から発行していた株式については上場後12カ月の法定ロックアップの対象 n ロックアップ後の売りは投資家層の厚いH株の方が持分を安定的に売却可能(ブロックトレードが一般的な市場) 	<ul style="list-style-type: none"> n ロックアップ後の売却は市場売却が中心(いつ売り切れるか不透明)
上場審査主体および上場準備の留意点	<ul style="list-style-type: none"> n H株IPOでもCSRCの影響を受けるものの、A株に比し計画的な上場が可能 n 株式会社化にあたっては、発起人のうち半数以上は中国本土内に住所を有する必要あり n 株式会社化は概ね6カ月程度の期間を要す n レッドチップ・ストラクチャーの組成は株式会社化に代わる代替策。中国登記企業が香港上場を目指す場合、一般的にも用いられる方法であり、中国内規制の適用が限定化。ただし、ストラクチャー組成に伴う株式譲渡により譲渡益課税が発生する可能性に留意 	<ul style="list-style-type: none"> n A株上場はCSRCによる認可制を採用。市場環境の悪化により登録制への移行の議論は暗礁に乗り上げ、また、A株の新規認可を停止するなど計画的な上場が困難

(資料) Mizuho Securities Asia 作成

から始まり、有限公司設立時の審査許可機関および商務部の審査を経ることとなる。

ややテクニカルな話になるが、株式会社化プロセスを経ずに中国企業が香港市場へ上場する手法としてレッドチップ・ストラクチャーと呼ばれる方法がある。これは、中国登記企業が、中国域外に上場主体となる別法人を設立し(多くはケイマン諸島や英領ヴァージン諸島に設立)、当該法人を香港市場へ上場させる手法である。CSRCによる審査等、中国域内で適用される規制を一定程度抑制することが可能となり、12カ月の法定ロックアップもない⁴などのメリットがあ

⁴ 香港市場にもロックアップ規則・慣習があり、持分比率によっては6カ月間の売却制限が求められる可能性がある(上場主体の実質所有者となる支配株主については上場規則により6カ月間のロックアップが適用、支配株主以外にも上場主

る一方で、大きな組織再編を伴うこととなるため税金面で負担が生じることとなる。また、日本企業にとっては、かかる組織再編時の持分譲渡に伴い、日本国内において譲渡益課税が生じる可能性が存在する。

5. おわりに

これまでの議論を踏まえ、簡易的ではあるが、H株およびA株の比較表を図表4に掲載している。最近では、出資先の中国企業(ジョイント・ベンチャー等)の上場戦略検討のため、市場比較についての照会が筆者所属部署へ届くことも多くなっている。そうした課題を持つ日系企業にとって本稿が検討、理解の一助となれば幸いである。

体にとって重要な先であると幹事証券会社が認める者についてもロックアップが適用されることがある)。



事業譲渡による 中国ビジネスからの撤退

久嶋 真由美 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国における人件費高騰を背景に、東南アジアへの生産移転を進める日系企業の動きが続いている。一方、こうした企業が、いよいよ中国国内工場を閉鎖するにあたり、会社を清算(閉鎖)するのではなく、事業譲渡(売却)という手段を取る場合がある。また、その中国製造法人が香港法人からの100%出資である場合、香港法人ごと売却するケースもみられる。こうした場合の譲渡先は、日系企業に限らず、香港地場企業あるいは中国系香港企業となることも少なくない。本稿では当該譲渡についての傾向分析、および手続きの概要や留意点をまとめた。

ビジネスモデルの傾向と背景

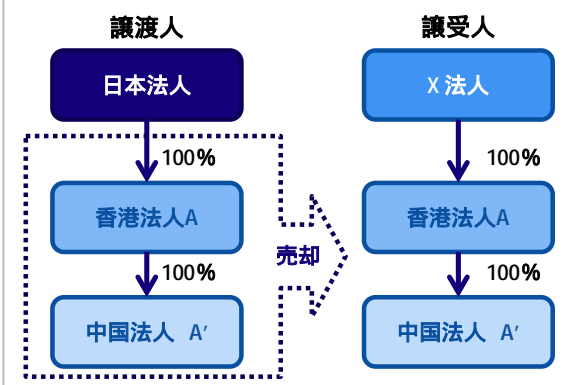
まず足元の状況を概観すると、いわゆるチャイナ・プラスワンを目的とした ASEAN への生産移転を2~3年前に行った日系企業が中国工場を閉鎖する動きには、大きく二つの理由が考えられる。一つ目は、製造ライン移転先の ASEAN 工場が軌道に乗り、中国工場の補完的役割から欧米向け輸出製品の生産拠点として独り立ちするなど、中国工場を維持する必要がなくなったため、いよいよ中国工場を閉鎖するに至ったというケースである。もう一つは、生産移転を行った当初は輸出型のビジネス

を東南アジアにまとめ、中国工場は国内の市場向け、あるいは高付加価値製品の生産に特化させる計画だったものの、その中国国内での生産が円安などによって日本国内などの別の工場に取って代わられた、というケースである。

これらの企業の中には、中国工場が香港現法からの100%出資で、ビジネス上も香港現法と一体となって取り組んでいた例が少なくない。特に、中国国内に既に販売会社を有している場合、工場がなくなれば香港現法のビジネスも大幅に減少する。このため、中国工場の閉鎖に当たり、香港法人ごと中国工場を売却する方法が検討されるケースが多いようだ(図表1)。

一方、買い手側企業の候補としては、日系企業など海外企業であれば、これまで中国に進出していなかったり、中国での生産は現地の委託先工場に任せていたというようなケースが考えられる。こうした企業にとっては、1回の取引で香港法人とその中国子

【図表1】香港ごと中国法人を売却するケース



会社を一度に入手できるという利点がある。また買い手側候補が非日系企業である場合、日系製造企業で働くワーカーやスタッフのレベルの高さに魅力を感じるようで、取引先の日系企業が中国からの撤退計画があるとわかると、ワーカーごと工場を譲り受けたいとの意向を申し出るケースがあるようだ。

税務上の留意点

中国での事業譲渡や再編に当たり、最も懸念されるのは税務上の処理である。特に人件費高騰を理由に撤退を検討する工場の場合、中国進出から十数年というケースもしばしばみられる。こうした工場の土地は、進出当時の地価が現在に比べると非常に低額であったため、譲渡価額を決定するには専門家による価額査定だけでなく、現行の土地使用権の市場価額や、譲渡価額に対する納税義務がどこでどれくらい発生するかを確認する必要がある。さらに、中国国内の関連規定によれば、非居住企業による間接譲渡は、譲渡日から一定期間内に当局への届け出が必要であるとされる。

また、企業の認識上は“事業”譲渡であっても、中国税務当局が実務上、土地使用権と工場建物の“資産”を不動産投機的な意図で売却するだけであるとみなした場合は、その売買価額に対し増値税(付加価値税)が課せられることになるという。こうしたリスクを避けるためには、技術を持ったワーカー、スタッフ、売り先や仕入先との関係、ならびに生産設備もその譲渡対象であり、移管に付随しているという点を税務当局に認めてもらう必要があると言われている。

譲渡にかかる香港での印紙税

香港法人ごと中国製造子会社を売却する場合、

当該香港法人の株主が変わることになる。当該売却対象は香港法人となることから、売買契約書は通常、香港の法律に準拠して作成される。また、この売買については香港で印紙税が課税される。当該売買が香港で行われたか、あるいは香港外で行われたかによって印紙税の納付期限が異なり、期限を超過すると最高で本来の10倍の額を納めなければならない。

前出の通り、売買価額を算出するにあたり、工場の土地使用権価額の査定や工場にある設備の評価等を行う必要があるが、売買契約書に記載する条件と併せ、印紙税の納付期限と金額についても弁護士事務所など専門家と詳しく相談されることをお勧めする。

中国工場の従業員への説明

親会社にあたる香港法人ごと中国製造企業を売却する場合、「中国工場の株主は変更しないので、工場で勤務している従業員に直接的な影響はない」というロジックで、従業員への説明を行わない企業がほとんどであると聞く。確かに従業員に無用な不安や懐疑心を抱かせる必要はないが、事業譲渡(撤退)にかかる背景や雇用主変更後の雇用維持などについて十分な説明がなかったため、結果的に従業員の猜疑心が高まり、ストライキを生じさせてしまったり、従業員が多額の経済補償金を要求してきた、あるいは譲渡間際になって全従業員が辞職してしまったという事態に陥ったケースもある。

買い手が日系製造企業で働いた経験をもつワーカーも含め工場を譲り受けるつもりであった場合、従業員の辞職は売買価額を減額せざるを得ない事態に発展したり、最悪の場合は、譲渡自体が取りやめとなり、買い手側から売り手側に損害賠

償を請求される可能性もあり得る。このような事態は、売り手、買い手ともに大きな損害を被ることになるので、問題が起きた場合の代替案などを慎重に検討、策定しておく必要がある。

地元政府や工業団地管理局への説明

上述の従業員への説明のみならず、地元政府や工業団地管理局への説明も決して軽んじてはならない手続きの一つである。地元政府や工業団地への説明は、タイミングを十分考慮しないと、その情報が管理者の預かり知らぬところで従業員に伝わり、労使間で無用なトラブルが起きることにもなりかねないので細心の注意が必要だ。

また、各地区・工業団地にはそれぞれ誘致したい産業や、制限業種もあるため、当事者(企業)間のみで話を進めるリスクもある。特に、買い手が日系企業ではなく、中国系香港企業となる場合、地元政府や工業団地から見れば「外商投資企業」とは言い難く、今後の企業誘致にネガティブな要因になるととらえる傾向もあるという。

一方で、売り先にまったく心あたりがない場合、まずは地元政府や工業団地の管理局に率直に撤退の意向を申し出るといった手段も考えられる。近隣で製造ラインの拡大を具体的に考えている企業がタイミングよく見つければ、地元政府や管理局としても工場の譲渡を、単なる日系企業の撤退 = 税収減としてネガティブにとらえるのではなく、買い手企業の事業規模拡大としてポジティブにとらえられる、ということであろう。

まとめ

「土地・人件費がいくら安いと言っても、中国への直接投資にはリスクが伴う」とされた時代、その

リスク回避策として、香港法人を介して中国投資を行うビジネスモデルは、特に華南地区において典型的な日系企業の投資形態の一つであった。また当時、「いざ中国から撤退する場合は、香港法人ごと手放せば、中国国内での煩雑な手続きなどのチャイナ・リスクをヘッジすることも可能」という考えもあったであろう。

しかし時代が変わり、中国国内の法・規制も大きく変化する中、中国からの撤退を具体的に検討するに当たって、安易に「親会社の香港法人ごと手放してしまおう」とするのは、再考の余地があると考えられる。また、チャイナ・プラスワンが成功したからと言って、必ずしも中国からの撤退にこだわる必要はないと考える。特に香港を介し中国への直接投資を行っている場合は、再度、中国ビジネスの方針や香港拠点の活用方法を見直す機会ととらえることもできるのではないだろうか。

冒頭にも記載したが、日系製造企業の生産・品質管理体制やワーカーの質を高く評価する非日系企業は少なくない。自社の輸出型ビジネスでは採算が合わなくなったり、中国国内での販路を自社で開拓しきれなかった場合でも、これらを非日系企業に委ねる代わりに、質の高い生産管理を請け負うビジネスモデルや、非日系企業とのアライアンスにより中国国内での販路拡大を狙うといった、事業再生・転換の可能性を検証してみる価値は十分にある。これらのビジネスモデル転換が実を結ぶことで、さらなる中国投資や、東南アジアへの事業展開をより積極的に推し進めることも不可能ではないと考える。

Business



【India】インドビジネス最新情報 第17回

地域統括会社とグループ・ ストラクチャーの構築に関する規制

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

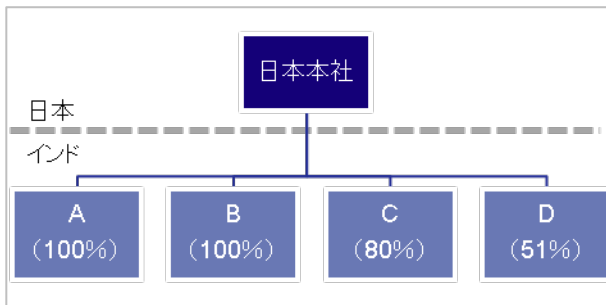
2014年9月にナレンドラ・モディ首相が訪日し、安倍首相とともに「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に関する共同声明を行ったことは記憶に新しい。両首脳は、今後5年以内に、日本の対印直接投資とインドに進出する日系企業数を倍増するという目標を明記した。

また在インド日本国大使館は以前よりインドに進出している日系企業リストを作成し、進出企業数および日系企業のインド拠点数の取りまとめを行っている。このリストによれば、08年時点では550社であった企業数が14年には1,209社に増加している。また拠点数でみた場合、08年で838拠点であったが14年は3,961拠点となっており、6年間で5倍弱という著しい増加を見せている。インドにおいては、中国を除く他のアジア諸国と異なり、主要都市がニューデリー（グルガオン含む）、ムンバイ、チェンナイ、バンガロールなど複数存在していることが、拠点数を格段に増加させている要因と考えられる。今回は同じ企業グループ内の会社が複数インドに進出している場合の地域統括会社の設置とグループ・ストラクチャーを検討する際の法規制に関して説明する。

地域統括会社は、多くの場合、複数のグループ会社がインドに進出している際に、資本関係の整理、コーポレート機能の集約、さらにはグループ相互間での資金融通やグループでの戦略的意思決定の観点からその設置が検討される。本稿では次の3つのスキームを想定し比較検討する。なお、インドにおいては最低2名の株主が必要とされるが、ここでは簡便化のため、特別の言及がない限り当該制約は考慮しないこととする。

- ケース1. 日本本社などの外国会社がインド国内のグループ各社の株式を直接保有するケース
- ケース2. 資本関係については外国会社が直接保有するが、インド国内のグループ会社1社に対して地域統括会社としての役割を担わせるケース
- ケース3. インド国内の1社を地域統括会社とし、地域統括機能に加え、グループ各社の資本まで保有するケース

ケース1. 日本本社などの外国会社がインド国内のグループ各社の株式を直接保有するケース



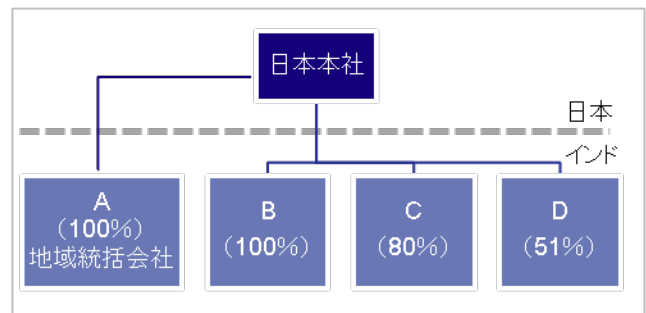
最初のケースは、A社、B社が日本本社の完全子会社で、C社とD社は日本本社とインド会社とのジョイントベンチャーを想定している。本ケースでは、地域統括会社はなく、A社、B社、C社、D社はそれぞれ各事業を行っており、意思決定権限は各社がそれぞれ保持している。また、各社はそれぞれが会社法や外国為替管理法等に基づく事業活動の許可を得、事業活動に必要な商業登録を行って事業を展開するとともに、法令上で要求されているコンプライアンスを各社が各々遵守している。インドにおいては、多くの日系企業が当アプローチによりインドに進出しており、通常のケースといえる。

当ストラクチャーはシンプルであり、コンプライアンス上も問題なく、各社がそれぞれ自社の社内コンプライアンスを構築できるという意味では柔軟な体制と考えられる。しかし、インドに進出しているグループ全体の観点からは、最適なグループ体制と言えない可能性がある。各社はグループ全体の利益より各社の利益を優先すると考えられ、基本的には各社が別々に人事戦略を行い、自社の事業戦略に従い取引先を決定している。

インドに進出している会社数が少ないうちは、インド国内のグループ会社全体の利益と各社の利益

が大きく異なることはないと考えられる。しかし、インドに進出している会社数が多くなると、グループ全体で人事や調達戦略を検討することに意義が出てくると考えられる。

ケース2. 資本関係については外国会社が直接保有するが、インド国内のグループ会社1社に対して地域統括会社としての役割を担わせるケース

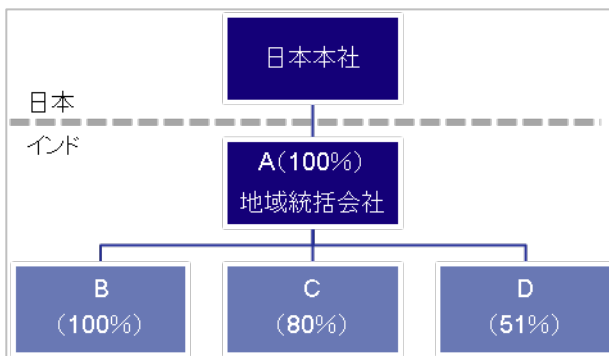


ケース2においては、インドに既進出のB社、C社、D社とは別に、日本本社の完全子会社としてA社を設置し、地域統括会社として位置付けた場合の事例である。当ストラクチャーにおいてもA社を含むグループ各社はそれぞれがインドの法規制に基づく事業活動の許可を得、必要な商業登録を行い、法令上で要求されているコンプライアンスを各社が各々遵守する必要があることはケース1と変わらない。

当アプローチを採る場合、A社はインドの各グループ会社と資本関係を有していないため、原則としてB社、C社およびD社の管理を行う立場にない。このため、当ストラクチャーを有効に機能させるためには、ストラクチャーの構築当初において、既進出の各グループ会社から地域統括会社として受け入れられることが重要であり、日本本社主導で地域統括会社の役割を明確にし、文書化しておくことが必要と考えられる。

既存の事業会社である B 社、C 社、D 社は、それぞれの事業活動に対しては包括的な権限を有するが、人事、調達、コンプライアンス等に関しては、地域統括会社である A 社は、グループ最適化の観点からグループ各社をモニタリングし是正する権限を持つことになる。当ストラクチャーの場合、基本的な目的はグループ内で複数発生している類似の機能を集約し、効率的なグループ運営を行うとともに、調達先に対してグループ全体の取引量に基づき有利に交渉を行うことである。

ケース3. インド国内の1社を地域統括会社とし、地域統括機能に加え、グループ各社の資本まで保有するケース



当ストラクチャーにおいては、地域統括会社 A 社は日本本社の完全子会社として設置され、B 社、C 社、D 社は A 社の子会社としてグループ再編が行われた場合の事例である。当ストラクチャーにおいては、ケース2と同様に A 社は B 社、C 社、D 社のコーポレート機能を担うことになると考えられる。

当事例では A 社が各インド事業会社の支配株主となっており、グループ全体を管理するため支配株主としての権限を有するという意味では一定の合理性が認められる。一方で、当ストラクチャーに対しては次の制約が存在する。

- インド会社法上、子会社への投資は一定の制限が存在する。当事例においては直接の影響はないが、インド法人である子会社(地域統括会社)は2レイヤー(地域統括会社からみた孫会社)までの子会社投資しか認められていない。子会社が2レイヤーを超えてグループ会社への投資を行う場合には、投資会社としての登録が必要となる。また、日本本社などの非居住者企業が直接子会社へ投資するのではなく、孫会社への投資のように、中間会社(子会社=インド法人)を経由して別のインド国内法人に投資を行う場合があるが、これはダウンストリーム・インベストメントと定義されており、会社がダウンストリーム・インベストメントを行う場合には次のコンプライアンスを遵守することが必要となる。

実行後 30 日以内に Secretariat for Industrial Assistance (SIA)、Department of Industrial Policy & Promotion (DIPP) および Foreign Investment Promotion Board (FIPB) に通知する。

株主間契約として取締役会の決議が要求される。

株式の発行、移転、評価については、Securities Exchange Board of India (SEBI) およびインド中央銀行(RBI: Reserve Bank of India)のガイドラインに従う必要がある。

- 財務・会計の観点からは、インド会社法上 A 社においても連結財務諸表の作成が要求され、連結財務諸表の作成を A 社レベル、日

本本社レベルの2段階で行うことが必要となる。日本本社が上場企業などのように決算スケジュールに余裕が持てない場合には、追加の負担が強いられることになる。

- 地域統括会社である A 社が各事業会社の支配株主となり権限が強化されることから、A 社の役割、権限、責任によっては各事業会社の意思決定プロセスが長くなり、事業判断が遅れる可能性がある。

地域統括会社とグループ・ストラクチャーを検討する際には、資金融通も重要な視点と考えられる。インドでは日本本社などの外国会社からインド子会社に貸し付けを行う場合には External Commercial Borrowings (ECB)に該当し、規制を受けることになる。ECB 規制についての詳細な解説はここでは避けるが、インド中央銀行の事前承認が不要な自動認可ルートの場合には、貸主となる会社に対して、出資割合が 25%以上の直接出資者、間接出資割合が 51%以上の間接出資者、同一の親会社を有するグループ会社であることが要求され、また、運転資金等の一般目的での借り入れの場合には、出資割合が25%以上の直接出資者による貸し付けに限定される。なお、借り入れた資金を別の子会社等に貸し付ける行為は禁止されている。このようにインドにおいてはダウンストリーム・インベストメントに対する規制や ECB 規制などもグループ・ストラクチャーの検討においては考慮することが必要であり、地域統括会社に求められる役割も含めて慎重な検討が必要とされる。

次回は第 49 号に掲載します。



SCS



CORPORATE CATALYST
INDIA PVT LTD
(in Joint Venture with SCS Global
www.cci.in)



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Vietnam】

保税倉庫取引と外国契約者税

讃岐 修治 フェアコンサルティングベトナム

1. はじめに

2014年10月1日以降に施行となった通達 No.103/2014/TT-BTC に従い、機械輸入時の売買契約に付随する製品保証のみの取引に係る外国契約者税(以下 FCT = Foreign Contractor Tax)の取り扱いが明確になった。同時に、保税倉庫取引についても取り扱いが明確にされた。ただし、通達を見る限りではすべての保税倉庫取引は FCT が課税されない様にも見えるものの、実際には取引条件に応じて課税されるケースもあるため、注意が必要である。本稿では当該取引における留意点について解説する。

2. 外国契約者税

FCT とは、外国の組織・個人(以下、「外国契約者」)がベトナム国内の組織・個人との契約に基づいて役務提供等を実施しベトナム国内で発生した所得および付加価値に対して課せられる税金で、法人所得税(以下、CIT = Corporate Income Tax)と付加価値税(同、VAT = Value Added Tax)から構成される。

通常、FCTの納税義務者は外国契約者となり、当該取引のベトナム法人側が外国契約者に支払う役務提供等の対価から FCT 額を源泉徴収してベトナム税務当局に納税する。例えば、対価が 100 で FCT 額が 10 の場合、FCT の 10 はベトナム法人側が税務署へ納税し、対価から FCT 額の

10 の差額の 90 を外国契約者へ支払うことになる。また、FCT 額は課税対象金額に税率を乗じて計算するが、税率は取引によって異なり、最高税率は 10%となっている。さらに、納税期限はベトナムから外国契約者へ海外送金を実施してから 10 日以内となっている。

従って、実務においてはベトナムから何らかの海外送金がある場合には、FCT の影響、言い換えると FCT を納税する必要があるかを常に検証する必要がある。なお、海外からベトナムへの送金の際に FCT は課税されない。

FCT に係る取引例としては、海外の親会社への役務提供費用、ロイヤルティー(使用料)、支払利息、外国契約者に支払われる利息、ロイヤルティー、ライセンス料、リース料、また、ベトナム国内の輸送費を含む貿易取引条件(DAP/DDP 等)の取引などがある。単なる輸入取引は FCT の対象とはならないが、当該輸入取引にサービスが付随する場合は、FCT の対象となる。なお、注意点として当該サービスに製品保証は 14 年 10 月 1 日以降含まれなくなったが、それ以前は輸入する機械などに付随する製品保証も FCT の対象となっていた。

3. 保税倉庫取引

ベトナム国内の保税倉庫内にある輸出商品が、国際輸送、中継、積み替えを補助する目的、または他の企業による加工の目的の場合、FCT は非

課税対象となる。

しかし、ある日本法人からあるベトナム法人へ保税倉庫内で所有権の移転が行われている場合には、商品が保税倉庫からベトナム国外ではなく、ベトナム国内へ引き渡しが行なわれたと考えられるため、FCT の課税対象となる。



上述したように、保税倉庫を単に加工を施すための商品の保管目的で使用する場合には、FCT の課税対象とはならない。このケースで加工を施すための商品の保管とは、委託加工契約に基づき、材料を無償支給し所有権の移転が行われない取引のことである。当該保税取引の場合、FCT は非課税となる。

一方で、保税倉庫で保管する商品の所有者である日本法人がベトナム国内の法人に当該商品を販売した場合、保税倉庫が商品の保管のみのために使用されているのではなく、商品の販売・引き渡しにも使用されていると解されることから、FCT の課税対象となる。実務上は、当該ベトナム国内の法人から日本法人に販売代金が海外送金によって支払われることになり、当該海外送金に対して FCT が課せられることになる。

4. 最後に

ベトナムでは過去の未納税金に対して追徴があった場合には、加算税として未納税金額の20%、脱税と見なされた場合には重加算税として

100%から300%の罰金が発生するだけでなく、延滞税も未納税金額に対して1日あたり0.05%の料率で乗じた金額が課せられることになる。従って、多額の追徴税額を課せられることを予防するには、税務調査が実施される前に、未納税額がないかを再度、確認することをお勧めする。特に、FCT に関しては基本的には銀行の取引明細書の中で、海外送金があるものが対象となるため、納税者としても海外への送金取引をすべて列挙し、各取引が FCT の対象となっているか、対象となっている場合は正しい課税対象金額に対して、正しい FCT の料率で納税が行なわれているかを容易に確認ができる。言い換えれば、課税する側の税務署も同様の見方で限られた税務調査の時間の中で多額の未納税額を発見することができるため留意が必要である。

なお、上述の通り、取引条件により FCT 課税の取り扱いが変わるケースなどもあるため、自社の取引について FCT 課税リスクの有無を検討される場合には、専門家に相談されることをお勧めしたい。



FC FAIR CONSULTING GROUP

讚岐 修治

Fair Consulting Vietnam

Joint Stock Company

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。現職では、ハノイにおける各種税務コンプライアンス対応や、ジェトロハノイ主催セミナーの講師等を精力的に行う。



【Cambodia】

カンボジア不動産市場と 関連する税制

松村 侑弥 I-GLOCAL CAMBODIA

はじめに

カンボジアでは以前から不動産に関する話題を耳にする機会は多かったが、日本でも大々的に報道された不動産投資詐欺などネガティブな情報が多かったように思われる。しかし最近は大規模コンドミニアム建設に関するニュースが多く、外国人不動産投資家による不動産購入が増加している。

これまで、不動産開発は中華系・韓国系およびシンガポール系のデベロッパーが中心であったが、2014年にはイオンモールプノンペンが開業し、今年に入ってからCreed社による総戸数約900戸の大規模プロジェクトやイオンモールカンボジア2号店が発表されるなど、日系企業の大規模投資案件も増え始めている。

また、日本からの不動産投資ツアー等が数多く企画され、実際の不動産購入にあたっての税制に関する質問を頂く機会も増えているため、今回は不動産市場と不動産購入に関する税制について解説したい。

カンボジアの不動産市場

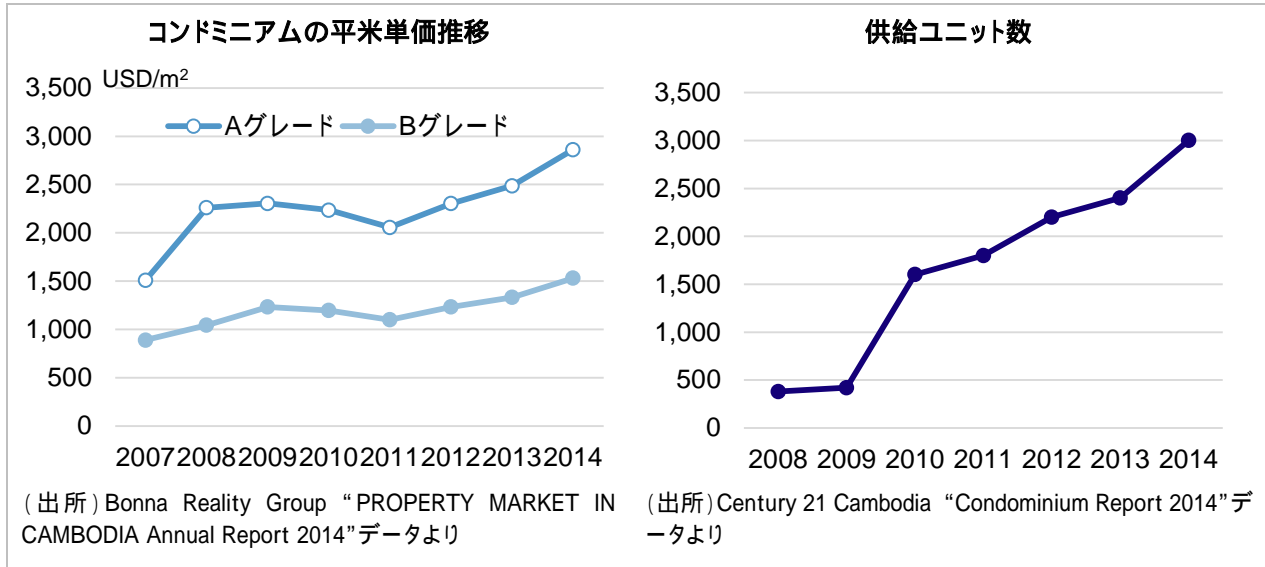
これまでカンボジアでは一軒家が主流であり、プノンペンに居住している外国人も一軒家もしくは低層アパートメントに居住するしか選択肢が無か

ったが、経済成長に伴いプノンペン市内を中心に数々のコンドミニアムの建設が進められていた。しかしながら08年の世界金融危機の際に外資系不動産デベロッパーが資金難に陥るケースが多々見られ、数々の建設案件がストップしていた。それも09年に底打ちとなり、10年以降は需要の増加も相まってプノンペン市内でホテルや、外国人駐在員や富裕層向けの高級コンドミニアムの開発が進められている。最新の高級コンドミニアムでは1戸15万米ドルから30万米ドルといった高額物件が建て売りで販売されている。

なお、在留邦人数も09年には889人であったが、14年現在で2,270人と大幅に増加している¹。最近是比较的小規模のアパートが増えたため市況も少し落ち着いたが、これまで市内中心部では外国人用アパートやコンドミニアムに空きがなく、毎年家賃の値上げが行われるといった状況が続いていた。

現在、コンドミニアムの供給数は増加傾向にあり、14年時点では供給戸数が08年に比べ約6倍に増加している(次頁図表)。なお、15年4月時点で17プロジェクトが計画・着工されており、18年には総供給戸数が1万戸に上るとされ、供給過剰が危惧されている。

¹ 外務省「海外在留邦人数調査統計(平成22年速報版および平成27年要約版)」



また、従来は外国人の不動産所有が認められていなかったが、10年に法改正が行われ、外国人の不動産所有が認められた²。依然として外国人の土地の所有権に関しては認められていないものの³、コンドミニアムのような区分所有建物であれば外国人は土地部分に面する地階部分以外は購入が可能であるため、最近では個人投資家によるコンドミニアム等の不動産購入が盛んである。

さらに世界金融危機でいったん冷え込んだ地価も再度上昇・過熱化しており、コンドミニアムの価格上昇に拍車をかけている。なお、イギリス不動産大手のKnight Frank社が発表したアジア圏の地価調査報告書によると、15年6月時点のプンペンにおける居住地域の地価上昇率は前年比26%であり、2位タイ・バンコクの同13.1%を大きく引き離して首位となった。また、同商業地域の地価上昇率は21.8%であり、2位東京の17.6%を上回りこちらも首位である⁴。

² Law on Foreign Property Ownership (24 May, 2010)

³ カンボジア憲法第44条および土地法第8条

⁴ Knight Frank “Prime Asia Development Land Index - H1 2015”

住宅ローンに関しては、カンボジア大手銀行であるカナディア銀行では金利が年率9%であり、その他主要銀行でも年率9～10%と、日本と比べると非常に高利率であり、外国人に対しては融資を行っていない銀行が多い。

不動産に関連する税金に関して

カンボジアの税法上、納税義務者は Real Regime (実態課税方式) および Estimate Regime (推定課税方式) のいずれかにより納税を行う。Real Regime の場合は自ら納税額を算出し、月次で申告を行う必要があり、Estimate Regime は税務職員からのヒアリングにより納税額が決定されるといった違いがある。

一般的に法人の場合は Real Regime、個人や個人商店等の小規模な事業体は Estimate Regime を選択するケースが多い。Real Regime の場合は税務局にて VAT 登録を行い月次で税務申告を行う必要があることから、Estimate Regime の推定課税とは異なり、不動産関連の税金の取り扱いについても差異が生じる。ただし、Estimate Regime を選択していても収益が一定規模以上に

なると Real Regime が適用、すなわち法人登記を行い VAT 登録を求められる可能性があるため、留意が必要である。

1. 資産取得時

資産譲渡税 (Property Transfer Tax)

資産譲渡税は資産を譲渡する際の譲渡契約書に対して課される印紙税であり、税率は譲渡価値に対して4%となる。当該印紙税を納税することにより、権利証明書の発行が可能となる。なお、納税主体は買手であり、譲渡契約日から3カ月以内に納税が必要となる旨に留意されたい。

2. 資産保有時

源泉徴収税 (Withholding Tax)

カンボジア税法上、源泉徴収税は幅広いサービスが課税対象であり、税率はサービス内容によって4%から15%まで規定されている。動産・不動産の賃料収入に対しては10%の税率が適用される⁵。

当該源泉税は、借主が法人(Real Regime)である場合、貸主へ支払う賃料から10%を源泉徴収し、貸主に代わって納税する必要がある。なお、借主が個人や Estimate Regime の場合、源泉徴収義務はない。さらにサービス提供者がカンボジア非居住者の場合は一律14%が適用されるため、貸主がカンボジア非居住者の場合、借主である法人(Real Regime)は賃料から14%の源泉徴収を行い納税する必要がある。納税・申告期限はその他源泉税とともに翌月15日までとなる。

実務上、貸主が源泉税に理解が無いため、源泉を認めないケースも多い。そのため、現状では借主である法人が当該源泉税の負担を強いられる事例が見られる。性質としては、貸主より源泉徴収した税額となるため、借主が当該源泉税を負担した場合、当該税額は損金不算入となる。本件に関してカンボジア税務総局へ確認を行ったところ、源泉徴収を認めないことは違反となるため、税務総局にて相談を受け付けるとのことであった。

なお、個人もしくは Estimate Regime の場合は、源泉徴収税を納税するスキームがないため、源泉徴収を行う必要はない。該当する税法がないため、税務局へ確認を行ったが、担当官も十分理解をしておらず、不明確な回答しか入手することが出来なかった。ただし、個人もしくは Estimate Regime の場合であっても、連続する3カ月間における賃料収入が6,000万リエル(約1万5,000米ドル)もしくは年間収入が2億5,000万リエル(約6万2,500米ドル)以上の場合は Real Regime が適用される。このため、賃料収入が当該金額を超える場合は Real Regime に基づく納税が求められる可能性があることに留意されたい。

貸主 \ 借主	法人(Real Regime)	個人もしくは Estimate Regime
法人(Real Regime)	借主が源泉し納税	源泉義務なし
個人もしくは Estimate Regime	借主が源泉し納税	源泉義務なし

⁵ 2003年改正税法第1章第25条から27条

付加価値税 (VAT)

貸主が法人 (Real Regime) の場合のみ賃料収入が課税対象となり、税率は 10% である。なお、日本でいう消費税と同様の税金であり、税負担者は借主である。そのため、貸主が個人もしくは Estimate Regime の場合は VAT は発生しない。なお、申告・納税期限は VAT 発生月の翌月 20 日までとなる。

借主 貸主	法人 (Real Regime)	個人もしくは Estimate Regime
法人 (Real Regime)	貸手は VAT を請求し納税	貸手は VAT を請求し納税
個人もしくは Estimate Regime	VAT 発生なし	VAT 発生なし

固定資産税

10 年施行の比較的新しい税金であり、土地や建物等の不動産が課税対象となる。税率は、税務総局の公表する各地域の地価データを基にした固定資産評価額から 1 億リエル (約 2 万 5,000 米ドル) を控除した額に対して 0.1% であり、納税期限は毎年 9 月末までである。なお、10 年から施行されているにも関わらず、当税金の徴収率がいまだに低いと、税務総局は毎年納税期限猶予のアナウンスを出し、納税を促している。

3. 資産売却時

キャピタルゲインに対する利潤税

法人 (Real Regime) の場合は通常の事業所得と同様にキャピタルゲインに対しても利潤税 (Profit Tax) 20% が課される。なお、個人や

Estimate Regime 事業者に対するキャピタルゲイン課税は法令に明確に定められていないため、現状では発生しない。

終わりに

今回はカンボジアの不動産市場および不動産購入から売却までに発生する税金に関してまとめた。上述の通り、法人に関する税法についてはある程度、整備され運用されているが、個人等に関する税法はまだ未整備である。現在、カンボジア税法上では個人に対しては所得税という概念が無く、あくまで給与に対する給与税のみが課されているため、法人と個人を比べた場合、税負担が不公平である場面がしばしばみられる。そして、法令は定められていても運用が追いついておらず、実務上の取り扱いが不明確な部分が依然として多い。ただ、徐々に整備されつつはあため、今後の動きに留意が必要である。

次回は第 48 号に掲載します。





松村 侑弥
(まつむら ゆうや)
コンサルタント
I-GLOCAL CMBODIA

2012 年 I-GLOCAL 入社。ホーチミン・ハノイ事務所を経て現在はカンボジア事務所勤務。カンボジアでは法制度や実務面で過去のベトナムの共通点が多いため、ベトナムでの経験を生かしつつ、スタッフとの協力で、より高品質なサービス提供に努めている。

Business [Philippines]



フィリピンにおける 個人所得にまつわる税

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

フィリピンの対内直接投資は、製造業やコールセンターなどの BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)を中心に、2010 年以降3年連続で増加し、12 年には過去最高を記録した。近年の国・地域別対内直接投資を見ると、日本が常に上位3位以内に入っている(表1)。

フィリピンに初めて拠点(現地法人・支店・駐在員事務所)を設立した日系企業や、現地拠点のオペレーション拡大に向けて駐在員増員を決定する日系企業が増加している状況を受け、本稿ではフィリピンの個人所得にまつわる税務、特に駐在員に関連する税務について説明する。

2. 個人所得税の概要

(1) 課税対象所得

フィリピンでは、居住者か非居住者かに関わらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、個人所得税の課税対象となる(表2)。

【表1: 国・地域別対フィリピン直接投資(認可ベース)】

(単位: 100 万ペソ、%)

	2013 年	2014 年		
	金額	金額	構成比	伸び率
日本	44,784	35,660	19.1	20.4
オランダ	24,808	32,784	17.5	32.2
米国	55,344	17,423	9.3	68.5

出所: ジェトロ貿易投資白書(上位三カ国のみ抜粋)

【表2: 課税所得範囲】

区分	課税対象所得	適用税率	申告納税の方法
フィリピン国籍の居住者	全世界所得	5~32%	源泉徴収及び確定申告
フィリピン国籍の非居住者	フィリピン源泉所得	5~32%	源泉徴収及び確定申告
外国籍の居住者	フィリピン源泉所得	5~32%	源泉徴収及び確定申告
外国籍の非居住者 (フィリピンで事業に従事)*	フィリピン源泉所得	5~32%	源泉徴収及び確定申告
外国籍の非居住者 (フィリピンで事業に従事していない)*	フィリピン源泉所得	25%	源泉徴収

*具体的には、暦年中の滞在日数が 180 日以上であるか否かによって異なる。

(2) 日比租税条約上の免除規定

日比租税条約の第 15 条(給与所得)では、以下の3つの条件をすべて満たす場合、報酬の受領者(日本本社からの出張者など)がフィリピンで課税されないとしている。

- a. フィリピン滞在期間が当該年を通じて 183 日を超えないこと
- b. 報酬がフィリピン居住者である雇用者、またはこれに代わる者から支払われないこと
- c. 報酬がフィリピン国内の恒久的施設、または固定的施設によって負担されないこと

(3) 短期出張者の場合

現地視察などの目的で一時的に来比する出張者は基本的には短期滞在者とみなされ、上記(2)に記載の免除規定要件を満たす場合にはフィリピンでの個人所得税免税となる。免除規定要件すべてを満たさない場合には課税対象となるため、注意が必要である。

(4) 駐在員の場合

親会社からの現地駐在発令を受けて来比した場合、基本的には居住の意思を持って滞在していると考えられるため、「フィリピン源泉所得」に対して課税される。「フィリピン源泉所得」の定義が誤解されがちであるが、「フィリピン源泉所得 = フィリピンに所得の源がある所得 = フィリピンで稼いだ所得」であるため、給与の受取地や通貨に関係なく、フィリピンで稼得した給与に関しては日本の円口座に振り込まれていたとしてもフィリピンでの課税対象所得となる。

(5) 個人所得税率

表2に記載の税務区分に応じて、下記の累進税率が適用される。下記所得は年収であるため、現在の為替レート(8月末フィリピン中央銀行レート:JPY=PHP0.3860)で換算すると、日本円ベースで年収約130万円以上の給与所得者は最高税率である32%の税率が適用される(表3)。

(6) 所得控除

個人所得税算出時に総所得から控除される項目は以下の通り。給与所得に対する経費控除は認められておらず、人的控除、扶養控除、保険料控除のみとなる。

- ・ 基礎控除:一律 50,000 ペソ
- ・ 扶養控除:扶養者¹1名につき 25,000 ペソ(最大4名まで)

¹ 扶養者とは、21歳未満で未婚かつ所得を有していないもの、および心身障害者で納税者と生計を一にする者。

【表3:個人所得税率表】

課税所得区分(ペソ)		税率
0-10,000		5%
10,001-30,000	500ペソ+10,000ペソを超える部分に対し	10%
30,001-70,000	2,500ペソ+30,000ペソを超える部分に対し	15%
70,001-140,000	8,500ペソ+70,000ペソを超える部分に対し	20%
140,001-250,000	22,500ペソ+140,000ペソを超える部分に対し	25%
250,001-500,000	50,000ペソ+250,000ペソを超える部分に対し	30%
500,001-	125,000ペソ+500,000ペソを超える部分に対し	32%

- ・ 保険料控除:自身または家族を被保険者とする生命保険などの保険料で家族合計2,400ペソまたは月額200ペソを超えない保険料。ただし、家族の合計所得が250,000ペソを超えていないこと。

(7) 確定申告

個人に対する課税は「暦年基準」に基づく。給与と所得のみの場合は、給与の支給元が1社のみで、適切に源泉徴収が実施されていることを前提として、年度末の確定申告が免除される。駐在員の場合には、通常、源泉徴収の対象になっていない日本での留守宅手当等があるため、それらの所得を合算し、課税年度(暦年)の翌年4月15日までに確定申告書を提出する必要がある。給与支給時における源泉徴収額との差額を精算する形での申告となる。

3. フリンジベネフィット税(マネジメントに対する諸手当税)

給与所得から発生する個人所得税以外に駐在員が留意しなくてはならないのが、フリンジベネフィット税である。管理職の私的な費用を会社が負担する場合、原則としてフリンジベネフィット税(諸手当税)の対象となり、税率は個人所得税の最高税率と同一の32%となっている。

(1) フリンジベネフィット税の概要(BIR Revenue Regulation No.3-98)

1997年の税制改正にて導入され、翌98年1月1日より施行された。通称“ランク&ファイル(Rank & Files:一般従業員)²⁾を~~除く~~従業員に対して付

²⁾ ランク&ファイル従業員 = 以下を~~除く~~従業員

- ・ Managerial Employee
- ・ Supervisory Employee

与された金銭的便宜供与に対して課税される税金。同法の導入以前は、企業オーナーや管理職に対する家賃補助や自動車手当などの諸手当を多くすることで、会社の経費を大きくし、法人所得税を削減するとともに、給与としての支給を避けることで個人所得税の削減が可能であったが、フリンジベネフィット税の導入により、このような租税回避行為が不可能となった。

(2) 税率

2000年1月1日以降:32%(最終分離課税³⁾)

ただし、フィリピン非居住者に対するフリンジベネフィットの場合には税率25%。(例:非居住者社長の住宅やゴルフ会員権など)

< 計算方法 >

例)手取金額:1,000(手取金額がフリンジベネフィット税の対象となる場合)

$1,000 / 0.68 = 1,470.59$ (課税対象総額 = Gross-Up Monetary Value⁴⁾)

$1,470.59 \times 32\%$ (税率) = 470.59(フリンジベネフィット税額)

(3) 主な対象費用

- 住居費(Housing):住居費に関しては、雇用者が従業員に代わって住居を借りている場合には、賃貸料の半額(50%)がフリンジベネフィット税の対象額となる。
- 車輛関係補助(Vehicle of any kind):私用の場合

³⁾ 確定税額につき確定申告対象外。

⁴⁾ 付加給付として受領した金額が、個人所得税でいうところの手取額に該当するため、課税標準はグロスアップした金額となる。

- (c) 国外渡航費 (Expenses for foreign travel): 私用の場合
- (d) 教育・扶養補助 (Educational assistance to the employee or his dependents)
- (e) メイド、運転手、その他家庭使用人 (Household personnel such as maid, driver etc.)
- (f) 費用支出 (Expense Account): その他私的な費用
- (g) 市場金利より低利の融資 (Interest on loan at less than market rate to the extent of the differences between the market rate and actual rate granted)
- (h) 従業員のために負担する会費など (Membership fees, dues and other expenses borne by the employer for the employee in social and athletic clubs or other similar organization)
- (i) 休暇費用 (Holiday and vacation expenses)
- (j) 法律で規定された限度額を超える生命・健康保険 (Life or health insurance and other non-life insurance premiums or similar amounts in excess of what the law allows)

(4) 判断基準

支出の性質が“公的か”“私的か”という点が判断基準になるため、税務担当官によって見解が異なるという事例が見受けられるが、基本的には以下の場合以外がフリンジベネフィットの対象となるとされる。

- ・ 雇用者の商売・事業・専門的立場より不可欠とされるもの
- ・ フリンジベネフィットの供与により雇用者が有利となるもの

4.まとめ

フィリピンへの進出企業は輸出型企業として法人税の優遇税制を享受している企業が多いが、個人の所得税に対する優遇は基本的には無く (ROHQ/RHQ 等の一部特殊企業を除く)、最高税率が 32%と比較的高い。また、フリンジベネフィット税については、それ自体がマネジメントや本社経理部により認識されていないケースも多く、外資系企業の税務調査の際には注目して考察される税種の1つであるので注意が必要だ。



寺田 未来
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者
Teradatrusted Advisory Inc.



2004年東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)入行。09年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12年に Teradatrusted Advisory Inc.を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。

Business [China]



外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」

張人傑 君澤君法律事務所

近年、中国における外商投資企業の合併、分割、持分や資産譲渡等の再編業務はますます増加している。一方、外商投資企業再編業務に関連する税務、法律事務は、非常に繁雑であるため、中国の税務法律に馴染みのない外商投資企業には、非常に分かりにくいとされている。

改革を更に推し進め、企業間の再編を促進するために、国務院、財務部、税務総局等の関連部門は、特殊な企業再編所得税処理にかかる一連の措置を実施した。それらの措置は、再編企業に確実に利益をもたらすものであるが、企業としては、関連政策をより深く理解し、活用する必要がある。

本稿は、外商投資企業の持分譲渡による再編を行う際の持分取引(下記の持分譲渡、持分買収を含む)の特殊性税務処理について検討する。

一. 一般性税務処理と特殊性税務処理の概念

財政部、国家税務総局による「企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知」¹(以下、財税[2009]59号)の規定に基づき、企業再編にかかる税務処理では、企業の状況に基づ

き、それぞれ一般性税務処理あるいは特殊性税務処理を適用する。

(1) 一般性税務処理

財税[2009]59号四条三項は、企業の持分買収、資産買収による再編の一般性税務処理について、下記の通り規定している。

1. 被買収側は、持分、資産譲渡益または損失を確認する。
2. 買収側は、取得する持分または資産の課税基準について、公正価値をその基準として決定する。
3. 被買収企業の所得関連事項は原則として従来通りとする。

上述した規定により、企業は、持分買収を行う際に、被買収側がその資産を評価し、被買収側の持分の公正価値を確定し、公正価値と元の課税基準(即ち、取得原価)の差額を譲渡益または損失とみなす。また、買収側が取得した持分の課税基準は、公正価値(即ち、資産評価額)をその基準として改めて決定する。

(2) 特殊性税務処理

財税(2009)59号六条二項は、五条および七条の条件に合致する場合に、特殊性税務処理を適

¹ 財政部 国家税務総局「关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知(财税[2009]59号)」

用することができる」と規定している。適用方法は、下記の通りである。

1. 被買収企業の株主が取得する買収企業の持分の課税基準は、被買収持分の元の課税基準を以って決定する。
2. 買収企業が取得する被買収企業の持分の課税基準は、被買収持分の元の課税基準を以って決定する。
3. 買収企業、被買収企業の元の各資産と負債の課税基準および他の所得関連事項については、従来通りとする。

また、同通知の八条は、七条三項の状況の下で特殊性税務処理を適用する場合に、10 納税年度内で各年度の課税所得額に平均的に計上することができる」と規定している。

従って、条件を満たす持分取引に特殊性税務処理を適用する場合、状況に応じてそれぞれ課税繰延処理と所得不確認処理(持分支払部分の資産譲渡益または損失を暫くは確定しないが、持分支払いでない部分は取引当期に資産譲渡益または損失を確定しなければならない)を適用できる。

二. 特殊性税務処理の適用条件

財税[2009]59 号および「企業再編業務の企業所得税処理問題の促進に関する通知」²(以下、財税[2014]109 号)に基づき、企業持分買収再編が下記の条件に合致する場合、特殊性税務処理を適用できる。

1. 合理的な商業目的を有し、納税の減額、免除あるいは延滞が主目的ではない。
2. 買収企業が買い取る持分が被買収企業の全持分の 50% 以上。
3. 企業再編後の連続する 12 カ月以内に再編資産の従来の実質的な経営活動を変更しない。
4. 買収企業が当該持分買収を行う際に発生した持分支払金額が取引支払総額の 85% 以上。
5. 持分による支払いを受けた元の主要株主が、再編後の連続する 12 カ月以内に、その取得した持分を譲渡しない。

企業にクロスボーダー(香港、マカオ、台湾を含む)持分または資産買収が発生する場合には、上記の 5 つの条件以外に、下記の条件にも合致しなければならない。

1. 非居住者企業がその 100% の直接支配関係を持つ別の 1 つの非居住者企業に、その保有する居住者企業の持分を譲渡する場合、将来の年度において当該持分譲渡による所得の源泉徴収税負担が変化せず、かつ譲渡側非居住者企業が主管税務局に対して、保有する譲受側非居住者企業の持分を 3 年以内に譲渡しないことを書面で承諾する。(外 外)
2. 非居住者企業がその 100% の直接支配関係を持つ居住者企業に、その保有する別の 1 つの居住者企業の持分を譲渡する。(外 内)

² 财政部、国家税務總局「关于促进企业重组有关企业所得税问题的通知」(财税[2014]109 号)

3. 居住者企業が保有する資産や持分をもって、100%直接支配する非居住者企業に投資する。(内 外)
4. 財政部、国家税務総局が許可するその他の状況。

また、財税[2009]59号八条に基づき、居住者企業が保有する資産や持分をもって100%の直接支配関係を持つ非居住者企業に投資し、その資産や持分による譲渡収入に特殊性税務処理を適用する場合、10 納税年度にわたって各年度の課税所得額に平均的に計上することができる。

従って、クロスボーダー持分買収による再編において、第一項(外 外)、第二項(外 内)および財政部、国家税務総局が許可するその他の状況で特殊性税務処理を適用する場合に、所得不確認処理³を選択でき、第三項(内 外)に合致し、特殊性税務処理を適用する場合に、納税繰延処理を選択することができる。

三. 特殊性税務処理適用手続きの簡素化

国家税務総局による「非居住者企業持分譲渡の特殊性税務処理の適用に関する問題についての公告」⁴(以下、「国家税務総局公告 2013 年第 72 号」)の規定に基づき、非居住者企業が行う持分譲渡において特殊性税務処理を適用する場合、届け出なければならない。税務局は、届出資料を受理した後、調査を行い審査する。届け出を行わ

ない、または届け出た後、調査を経て条件に合致しない場合、一般性税務処理を適用する。また、同公告は、届け出の諸手続きについて、詳細に規定している。

2015 年 5 月、国務院は、「非行政許可審査事項を取り消すことに関する決定」⁵を公布し、「企業の特异性税務処理規定条件に合致する業務の許可」が廃止された。同年 6 月、国家税務総局は「企業再編業務における企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告」⁶(以下、「国家税務総局公告 2015 年 48 号」)を公布し、企業再編に特殊性税務処理を適用する場合には、再編の各当事者は、再編業務完了年の企業所得税年度申告時に、それぞれの主管税務局に「企業再編所得税特殊性税務処理申告表および附属表」と関連申告資料を送付しなければならないと規定した。再編主導側(持分買収の場合、持分譲渡側とし、二者または二者以上の譲渡者に及ぶ場合、譲渡する被買収企業の持分比率が最大の者を主導側とする)が申告した後、その他の当事者は、主管税務局に申告する。申告時に、主導側は主管税務局の受理を経た「企業再編所得税特殊性税務処理申告表および附属表」(コピー)を添付しなければならない。

また、企業が年度申告を行う際に、再編前の連続する 12 カ月以内に当該再編に関連するその他の持分、資産取引の有無についても説明を提出し、かつこれらの取引が当該再編と分割取引を構成するか否か、一つの企業再編業務として処理し

³ 被買収、買収側企業とも当該取引による所得を認識せず、買収側が取得した資産・持分の税務上の簿価は、被買収側での当初の正味簿価額(税務上の簿価ではない)により確定する。

⁴ 国家税務総局「关于非居民企业股权转让适用特殊性税務处理有关问题的公告」(国家税務総局公告 2013 年第 72 号)

⁵ (国務院关于取消非行政许可审批事项的决定)(国令[2015]27号)

⁶ 国家税務総局「关于企业重组业务企业所得税征收管理若干问题的公告」(国家税務総局公告 2015 年第 48 号)

ているか否かを説明しなければならない。特殊性税務処理を採用する企業については、以降の年度に再編持分を譲渡あるいは処理する際、主管税務局は評価と検査を強化し、問題を発見すれば、法に則り調整する。

上記の変化は、表面上は、事前承認を廃止して特殊性税務処理の手続きを簡素化し、適用の際の障害を低減したように見えるが、実際には、企業自身に財務・税務管理をより厳格に要求するものとなっている。企業が特殊性税務処理を採用した後の事後管理において、主管税務局が問題を発見すれば、法により納税額を調整し、滞納金と罰金を課される可能性がある。

四. 合理的な商業目的

企業の持分買収再編特殊性税務処理の適用条件の中で、「合理的な商業目的を有し、納税の減額、免除あるいは延滞が主目的ではない」との条件は、満たすのが難しいと常々言われている。特殊性税務処理の事前承認が廃止される以前にも、多くの企業について「合理的な商業目的を有しない」、「特殊性税務処理の適用は、納税の減額、免除あるいは延滞が主目的である」等の理由で特殊性税務処理の適用が認められなかった。事前承認が廃止された後も、「合理的な商業目的」は、依然として税務局の評価、管理の重点であると考えられている。

「企業所得税実施条例」立法委員会は、「実施条例解釈および実施指導」において、以下の3つの条件に合致する場合には、合理的な商業上の手配とみなさないことを明確にした。

1. 商業上の手配が存在する。即ち、故意の一つあるいは一連の行動または取引を計画したことを指す。
2. 企業が、当該手配から「税収利益」を取得する。即ち、納税収入あるいは所得額を減額する。
3. 企業は、税収利益を取得することを当該手配の唯一または主な目的とする。

上記の解釈は、単なる「合理的な商業目的」のネガティブリストのみに留まり、詳細な認定基準は明確にされていない。

国家税務総局公告第2015年第48号五条に基づき、企業が特殊性税務処理を適用する場合、申告時に順を追って企業再編の合理的な商業目的を説明しなければならない。

1. 再編取引の方式
2. 再編取引の実質的な結果
3. 各再編者の関連税務状況の変化
4. 各再編者の関連財務状況の変化
5. 非居住者企業の再編活動への参与状況

ただし、上記の規定は、単に形式上、企業の再編が「合理的な商業目的を有す」説明のためのフレームワークのみしか明確にしておらず、現在に至るまで、企業の特殊性税務処理の適用において、「合理的な商業目的」の認定に関するいかなる具体的な認定の仕組みも方法も存在していない。従って、主管税務局の認可を取得するためには、税法専門家による再編の合理的な商業目的に関する評価・説明および主管税務局との十分な意思疎通が非常に重要である。

以下、2件のケースを取り上げ、参考に供する。

【ケース1】

某上場企業の株主は、13年度にその所持する株式を譲渡し、多額の譲渡収益を得た。税務官が資料を収集し調査したところ、当該企業が当該年度に企業再編を通じて4社の法人企業を吸収合併し、かつ特殊性税務処理の適用を届け出ていることが発覚した。当該企業はその4社の帳簿損失および前年度の未申告家屋と建物の減価償却を自身に計上し、合わせて1.44億円の控除を申告していた。

当該企業は、当該再編の目的は削減職員の再配置と、グループ内部資源の統合であるため、租税回避にはあらず、「合理的な商業目的」を有していると説明したが、税務局は、その説明を認めなかった。

税務局は、以下の通り認定した。合併買収された4社の内、3社は長期にわたって生産を停止しており、1社は停止してはいないが淘汰類産業に属し、かつ4社の中で2社が債務超過状態となっていた。4社は、もともと当該企業の被持株会社であり、合併後、いずれも当該企業の支社として存続し、その資産と実質的な経営にはまったく変化がない。従って、当該企業が租税回避を図ったことは明白であり、「合理的な商業目的」を有さず、特殊性税務処理を適用できない。

結果として、当該企業は税務局の指示に従い、税金と滞納金を追納した。

【ケース2】

ケイマンで登録されるCMF社は、ケイマンCFC社26.32%の持分を持っていた。ケイマンCFC社は、香港国匯公司100%の持分を持っていた。香港国匯公司是、中国杭州国益路橋公司95%の持分を持っていた。

11年9月9日、CMF社はその所持するケイマンCFC社の26.32%の持分をMDL社(イギリス領ヴァージン諸島登録)に譲渡した。譲渡価額は2.8億米ドルであった。

同年9月30日、CMF社は、主管税務局である杭州市西湖区国税局に当該持分譲渡の状況を報告し、かつ一部の関連資料を提出した。杭州市西湖区国税局はCMF社の報告書を受け取った後、CMF社と数回交渉し、関連資料の提出を要求した。また、調査を行い、かつ国家税務総局に報告し審査に付した。13年7月、国家税務総局は、下記の通り回答した。即ち、杭州国益路橋公司の持分間譲渡において、以下の事実が存在するとのことであった。

1. CFC社と香港国匯公司是、タックスヘイブンまたは低税率の地域で登録されたのみで、製造、経営、管理等の実質的な経営活動の事実はない。
2. 持分譲渡の価額は、主に中国居住者企業である杭州国益路橋公司の評価価値によるものであった。
3. 持分譲受側は、実際の買収対象が杭州国益路橋公司の持分であること開示していた。

上記の事実に基づき、杭州市西湖区国税局は、CMF 社等の国外譲渡者が CFC 社と香港国匯公司の持分を譲渡し、間接的に杭州国益路橋公司の持分を譲渡した取引は、合理的な商業目的を有さず、中国における企業所得税の減額を主目的とする手続きであると認める十分な理由があると認定した。

従って、国家税務総局は、当該取引を改めて検分し、租税回避に用いられたケイマン CFC 社と香港国匯公司の存在を認めず、CMF 社の譲渡益に対し企業所得税を課すことに同意した。

13年11月12日、杭州市西湖区国税局が杭国税西通(2015)004号「税務事項通知書」を交付し、CMF社に約1億円の税金を追納させた。

14年1月17日、CFC社が行政不服審査を提起したが、同年4月10日、杭州市国家税務局は「行政不服審査決定書」を下し、杭州市西湖区国税局が下した杭国税西通(2013)004号「税務事項通知書」を支持した。

CFC社は決定を不服として法院(裁判所)に訴えた。15年7月9日、杭州市中級人民法院は、税務当局が認定した3つの事実およびそれらの事実に基づき、CMF社等の譲渡者がCFC社と香港国匯公司を譲渡し、間接的に杭州国益路橋公司の持分を譲渡した取引は合理的な商業目的を有さず、中国における企業所得税の減額を主目的とする手続きだとする判断を支持した。

最後に

企業再編の特殊性税務処理は、各再編者によって再編が完了する当年度の企業所得税年度申告時に税務局に提出される。その際に特殊性税務処理の適用が認められない場合、再編取引は既に完了し、中止または取り消すことができないため、結局、一般性税務処理を適用するしかない。このような状況に陥る可能性を最小限に抑えるために、税理士事務所または弁護士事務所等の専門機関を通じて、取引の詳細について主管税務局と交渉し、必要に応じ税務局の意見に基づき取引の構成と方策を調整することが重要である。このような交渉を通じても万全とは言えないが、前述のような状況を最大限に避けることが可能と思われる。



君澤君律師事務所
JunZeJun Law Offices

張人傑
(ちょうじんけつ)
弁護士

東北大工学部卒、大阪市立大法学研究科法学政治学修士。在日中は、某日系弁護士事務所にて研修。2013年中国弁護士資格取得、君澤君法律事務所入所。主な業務分野は、税法、企業の再編・清算、労働法務、債権回収等。日本語堪能。



【China】中国ビジネス法律講座 第 48 回

『広告法（2015年改正）』 の施行による外資企業への影響

陳 偉雄 広東広信君達法律事務所

1. はじめに

全国人民代表大会常務委員会は 2015 年 4 月 24 日、『中華人民共和国広告法』の改正案を可決し、改正後の『中華人民共和国広告法』（以下、改正広告法）は同年 9 月 1 日より施行されました。

現代社会において、広告は社会に対し、大きな影響を与えています。毎日の私たちの生活は広告と緊密に繋がっており、インターネットやテレビ、新聞、地下鉄、バス、あるいはエレベーターの中で、広告（外資企業の広告を含む）を見ることができます。私たちはある程度、広告に包囲されていると言えます。

今回の『中華人民共和国広告法』の改正は 1995 年に実施して以来初めてであり、改正された部分も比較的広範囲にわたります。そのため、外資企業を含め、改正広告法により大きな影響が出ると思われます。

2. 改正の全体情況

旧『中華人民共和国広告法』は 49 条で構成されていましたが、改正広告法は 75 条で構成され、条文の新規追加、削除、条文の内容が改正されました。まったく修正されなかった条文は 8 つしかありません。

また、改正広告法については、以下の点が注目されます。

(1) 大規模な新規追加

改正広告法の計 75 条のうち、33 条が新規追加された条文であり、さらに、以前からある条文のうち 18 条に大きな修正が加えられています。そのため、全体から見ると、改正広告法には、新規に増加した内容が多くなっています。

新規追加される内容が多い理由としては、旧法が 1995 年に実施されてから、今年（2015 年）の改正までに、20 年以上が経過していることがあります。この 20 年間に社会は非常に大きく変化し、たとえば、20 年前の中国にはインターネット広告がまだありませんでした。しかし、インターネット広告は現在、広告全体の中で大きな割合を占めています。

(2) 管轄範囲の拡大

改正広告法は、保健食品、薬品、医療、医療器械、教育、招商投資、不動産、農産物の種などの広告の準則を補強しました。

(3) タバコに関する広告の制限強化

改正広告法では、タバコに関する広告の制限が強化されました。旧法でもタバコに関する広告にはさまざまな制限が設けられ、マスコミが直接、タバコ

の広告を掲載(放送)することも、タバコを表に出すこともできず、タバコ会社の名義で曖昧な形で広告を出すことが許されるのみでした。改正広告法では、マスコミと公共の場所でのタバコの広告が一切禁止され、かつ従来のような曖昧なタバコの広告も禁止されました。

(4) インターネット広告に関する規制

旧法が公布された時点で、中国には、まだインターネット広告がありませんでした。そのため、当時の法律条文の中には、インターネット広告に関する規制条文がありませんでした。改正広告法には、インターネット広告の規制について、関連法律条文を増加しました。

(5) 未成年者に対する保護の強化

旧法には、未成年者を保護するため、広告の内容に関する規制条文がありました。改正広告法では、未成年者に対する保護の広告規制条文がさらに多くなり、未成年者に対する保護強化の姿勢が見られます。

(6) 罰則の厳格化

改正広告法の第五章『法律責任』の部分を旧法と比べると、条文数が増え、罰則の内容が大幅に増加され、規定も細かくなっております。

3. 外資企業に対する影響

今回の『中華人民共和国広告法』の改正による外資企業の広告活動への影響について、筆者の考えをまとめると、以下の通りとなります。

(1) 一部の広告の制限強化

タバコ広告の全面禁止

改正広告法第二十二条では、タバコに関する広告が全面的に禁止されています。現在、中国では外資企業のタバコが販売されていますが、販売量はそれほど多くはありません。また、実際の生活でも、外資企業のタバコ広告はあまり見られません。中国のタバコ広告の禁止は、もともとあまり広告活動を行ってこなかった外資企業にとっては、ある程度プラスに働くかもしれません。

酒類の広告の制限

中国では、酒類に関する広告について、いろいろな制限があります。たとえば、改正広告法第二十三条には、酒類に関する広告の場合、酒を飲む動作を出してはいけない、車・船・飛行機など交通機器を運転する画面を出してはいけない、明示あるいは黙示で飲酒は緊張感・不安感を解消でき、体力を増加できるなどの効果があると宣伝してはいけない、などの制限条件を規定しています。

今の中国で放送されているビール(外国系ビールを含む)の広告の中に、飲酒運転などを宣伝する画面はないものの、ビールを飲む動作の画面がよくあります。さらに、ビールを飲む動作の画面だけではなく、ビールを飲む音も同時に放送されています。これを通じてビールのおいしさをアピールすることが目的だと思われるが、上述のとおり、酒類に関する広告には、酒を飲む動作を出してはいけないと規定されていますので、今後、外資系のビール広告の内容はこの規定と合致させなければならないと思われます。

医療、薬品、保健食品の広告に関する規定

改正広告法第十五条から第二十条までは、医療と薬品、保健食品の広告に関する規定になっています。生活水準の向上に伴い、中国人の医療、保健などに対する要求はますます高まっています。また外国医療機関の医療水準、薬品の効果、保健食品の効果などがさまざまな面において中国より高い場合が多いため、外資系の医療機関、薬品、保健食品などの企業がどんどん中国に進出しています。こうした外国の医療機関、製薬会社、保健食品のメーカーや卸売会社などは中国で関連医療サービスや薬品、保健食品を提供するに当たり、当然ながら改正広告法の関連規定に注意しなければなりません。

たとえば、麻酔薬品、精神薬品などの特別薬品は、広告をしてはいけません(第十五条第一款)。その他の処方薬は、国务院の衛生行政部門と国务院の薬品監督管理部門に共同指定される医学・薬学の専門出版物でのみ広告できます(第十五条第二款)。また医療、薬品、医療機器の広告は、効果・安全性に関する断言あるいは保証をしてはならず、治癒率と有効率を説明してはいけません(第十六条)。そのほか、保健食品の広告は、効果・安全性に関する断言あるいは保証をしてはならず、病気の予防と治療機能を宣伝してはいけません。

(2) 広告用語の注意点

改正広告法第九条第三項には、『広告には、「国家級」、「最高級」、「最佳」などの用語を使用してはいけません。』と規定されています。そのため、外資企業が広告する場合、できるだけ「最高」、「首位」、「トップ」などの表現を使わないようご注意ください。

(3) ショートメッセージおよびメールによる広告

現在の中国では、携帯電話やメールアドレス宛に迷惑な広告ショートメッセージやメールがよく送信され、広告を受信した当事者は迷惑を被っています。これに対して、改正広告法第四十三条には、『当事者の同意を得ず、当事者に電子広告(ショートメッセージとメール)を送信してはならない。電子広告(ショートメッセージとメール)を送信する場合、送信者の真実の身分および連絡先を明示しなければならず、かつ広告の受信者に広告の受信を拒否する方式を提供しなければならない』と規定されています。

そのため、外資企業はショートメッセージとメールで広告を送信する時、上記規定を守らなければなりません。また、今後、電子広告(ショートメッセージとメール)に関する規制はますます厳しくなると考えられます。

(4) インターネット広告

通信技術の発展に伴い、インターネット広告は急速に発展しています。ポータルサイトなど人気サイトを開けると、たくさんのポップアップ広告が見られます。ポップアップ広告がニュースなど閲覧したい内容を邪魔し、インターネットが使用しづらいつ感じることもしばしばあります。

改正広告法第四十三条には、『インターネットを通じて広告を配布、送信する場合、インターネット使用者のインターネット使用に影響してはならない。インターネットのサイトでポップアップ広告を配布する場合、クローズのマークを明確に標記しなければならず、すぐ閉じられるようにしなければならない』と規定されています。

現在、インターネット広告を利用する外資企業は少なくありませんが、今後、インターネットで広告をする場合は、上記の法律規定にご注意ください。

(5) 罰則の強化

改正広告法の罰則は旧法に比べ著しく厳格化されています。まず、罰金の金額が多くなりました。たとえば、虚偽広告の場合、旧法では広告費用の1倍以上5倍以下の罰金を科すと規定されていましたが、改正広告法は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、かつ広告費用を計算できないあるいは著しく低い場合、20万元以上100万元以下の罰金を科すと規定されました。

また、2年以内に3回以上、虚偽広告があった場合、処罰の金額が更に大きくなる以外に、営業ライセンスが取り消されるリスクがあります。

4. 終わりに

改正広告法の内容は旧法と比べ、かなり大きく変化しています。全体から見ると、広告活動に対する規定が細かくなり、制限が厳しくなっていることが分かります。改正広告法の施行は広告活動に大きな影響を与える可能性がありますので、外資企業は改正広告法の内容に十分注意する必要があると思われる。



陳 偉雄

広東広信君達法律事務所
パートナー弁護士、日系企業部主管



中国広東省広州市生まれ。1990年中山大学法学部卒、広州市司法局での勤務を経て日本へ留学。2001年に成城大学法学研究科で博士号（民法）を取得するまでの9年間を日本で過ごし、その間東京の法律事務所に勤務。現在は地元広州において主に中国に進出中の日系企業に対して日本語で法律サービスを提供している。民商法、会社法、国際投資、国際貿易、知的財産権、労働争議の処理等を専門とし、民法（特に契約法）関連を得意分野とする。



【アジア経済情報】

インド

小林 公司 みずほ総合研究所

2015年2Qの成長率は減速

15年2Q(4~6月期)の実質GDP成長率は前年比+7.0%となり、前期の+7.5%から減速した(図表1)。

個人消費は前年比+7.4%と前期の+7.9%から減速したものの、比較的高い伸びを保った。政府消費は+1.2%と前期の7.9%から拡大に転じ、総固定資本形成は+4.9%と前期の+4.1%から加速した。年度明けの4月から予算の執行が前年度より前倒して進められたことから、政府部門の消費と投資が伸びたと考えられる。

財貨・サービス輸出は前年比6.5%と前期の8.2%から4四半期連続で減少した。同輸入の減少率も縮小し、純輸出の成長率寄与度は0.2%PTと前期の+0.2%PTから2四半期ぶりのマイナスとなった。

直近の指標をみると、7月の自動車販売台数は、前年比+10.8%と3カ月ぶりの2桁増となった。これに対し、7月の通関輸出は前年比10.3%と、8カ

月連続で減少した。

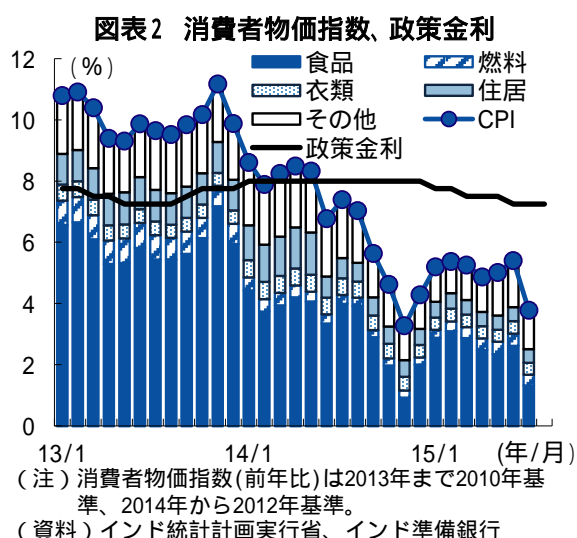
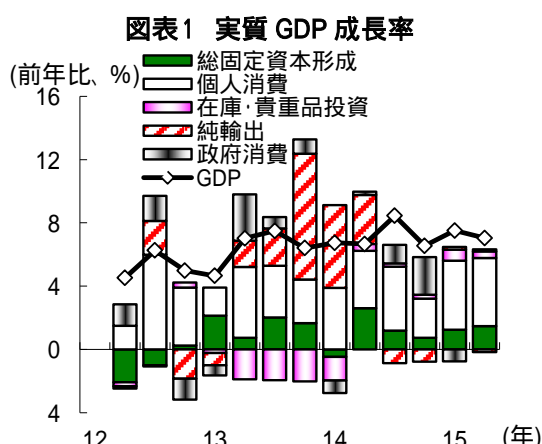
7月の消費者物価指数は、食品を中心に前年比+3.8%に鈍化した(図表2)。6~9月の雨季は前年並みの少雨になるとの気象庁予報から、不作による食品インフレの再燃が懸念されていた。しかし、7月初めまでの降水量は平年を上回り(次頁図表3)、野菜価格は前年に比べ低い水準にとどまった。

ルピーの対米ドルレートは、8月11日に始まった人民元安を受けて下落し、同月末は13年9月以来の66ルピー/米ドル台となった(同図表4)。

8月4日、インド準備銀行(RBI)は定例の金融政策決定会合を開き、政策金利を据え置いて緩和スタンスを維持すると声明した。

当面の金融政策は様子見をしつつ追加緩和を模索

8月30日付の現地紙によれば、ラジャン RBI 総裁は追加緩和余地があるかどうか様子見をしていると述べた。当面の金融政策は、8月に落ち込んだ



降水量のほか、原油等の市況、ルピー相場動向などインフレに影響する要素を注視しつつ、追加緩和を模索する展開となるだろう。

先行きは内需が緩やかに回復

今後、15年内は原油価格が前年を下回り、16年も緩やかな持ち直しにとどまると想定される。このため、インフレ率はRBIのターゲット(16年1月に+6%、その後は+4%±2%)の範囲内で落ち着き、実質所得が支えられることで消費は底堅く推移すると見込まれる。燃料等の原材料価格が抑制されることは企業収益にプラスとなり、15年前半に計3回実施された利下げも時間差を経て作用して、民間投資は持ち直すと思われる。ただし、低水準の設備稼働率や、モディ政権による改革の不透明感(後述)を背景に、民間投資の回復ペースは緩やかだろう。政府支出は、15年度に前倒し執行が行われたため年度末に向けて息切れし、16年度も中期財政再建計画に沿って抑制されるとみられる。

輸出は、先進国景気の回復に伴う増加が見込まれるものの、インドにとって最大の輸出先である中東では原油安で景気停滞が想定されることから、全体として伸び悩むとみられる。

以上より、成長率は15年に+7.4%、16年に+

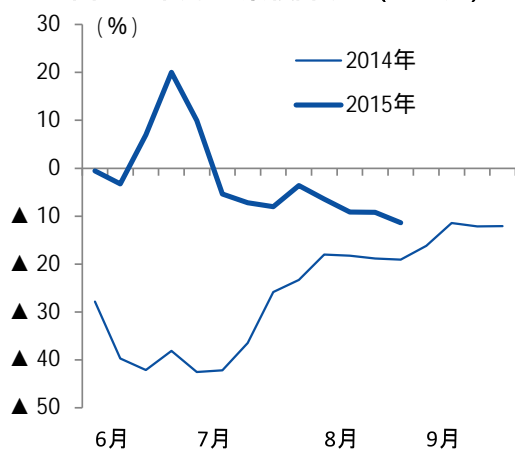
7.7%と予想される。

国会審議が難航し改革の先行き不透明感が高まる

7月21日から8月13日までの夏季国会では、与党の汚職疑惑を巡り与野党の対立が激化し、連立与党が過半数を割る上院では審議が停滞した。このため、上程されていた重要な改革法案は成立に至らなかった。その一つは土地収用法改正案であり、インフラ整備等の障害となっている土地収用難を打開するため、収用手続きの簡素化が盛り込まれていた。もう一つは財サービス税(GST)導入の前提となる憲法改正案であり、州ごとに複雑な間接税体系を統一して投資環境を改善する狙いがあった。

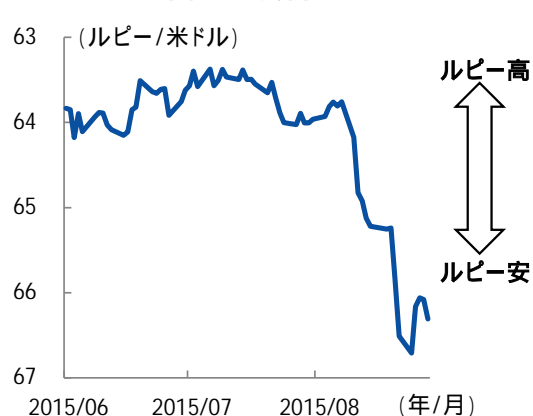
その後、土地収用法改正については、手続きの簡素化で土地を奪われるとの農民の懸念が強まったこともあり、モディ政権は事実上の断念を8月30日に表明した。GSTに関する憲法改正について、モディ政権は臨時国会を召集して審議する構えだが、上院での可決に必要な野党の協力を取り付けるのに手間取っているもようであり、現状では臨時国会は開かれていない。憲法改正後には税率等を定めるGST法の制定も必要であり、16年4月からの導入スケジュールは遅延する可能性が高まっている。

図表3 雨季の累積降水量(平年比)



(資料)インド気象庁

図表4 為替レート



(注)直近は8月31日。
(資料)CEIC Data

Back Issues

2015年3月発行 第40号

- ・中国におけるクロスボーダー資金管理規制の緩和
- ・マレーシアにおける地域統括会社の活用
- ・Vietnam:ベトナムにおける投資法および企業法の改正
- ・Thailand:タイの法令・制度改正の動向～2014年から2015年に向けて～
- ・India:インドの税制 [52]インドにおけるAPA制度
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [17]独占禁止法執行の最新動向(2)
- ・China:広東省企業集団契約条例
- ・Taiwan:最近の台湾トラブル事例集
- ・Philippines:フィリピンと華南における加工貿易ビジネスの比較
- ・Macro Economy:シンガポール

2015年4月発行 第41号

- ・決済通貨ストラテジーの見直しによる新たなメリット
- ・ASEAN への挑戦～二極化する日系企業のASEAN投資動向～
- ・India:インドビジネス最新情報[14]2015年度インド政府予算案～直接税に関する改正～
- ・Vietnam:ベトナム現地法人と日本本社の役員を兼務する場合の個人所得税の申告の実務及び課題
- ・Singapore:シンガポール2015年度財政予算案～税制改正を中心に～
- ・China:「外国投資法」意見募集稿～外国投資分野の重大な改革～
- ・China:中国「反腐敗」運動をめぐる企業の対応～贈収賄防止に向けた傾向と対策～
- ・Macro Economy:アジア経済概況

2015年5月発行 第42号

- ・日中金融協力と東京市場への期待
- ・2015年「中国国有企業改革」のゆくえ～混合所有制はチャンスとなるか～
- ・Vietnam:ベトナムにおける最近の移転価格調査動向
- ・Malaysia:マレーシアを取り巻くGSTの最新情報～2015年4月1日の導入を受けて～
- ・India:インドの税制 [53]インドにおける個人所得税
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [18]中国環境保護法の改正(1)
- ・China:中国海外送金にかかる新基準の影響
- ・Macro Economy:インドネシア

2015年6月発行 第43号

- ・広東省自由貿易試験区の活用と展望
- ・アジアの件数費高・景気減速を懸念する日本企業～2015年2月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・India:インドビジネス最新情報 [15]インドにおける税制改正～税務登録手続き簡素化の流れ～
- ・Vietnam:ベトナムにおける税務調査の概要
- ・Indonesia:インドネシアにおける外国人労働者ビザ問題

- ・China:中国ビジネス法律講座 [47] ストライキ参加者の合法的解雇と注意事項
- ・China:新民事訴訟法の解釈にかかる解説～小額訴訟手続きについて～
- ・Macro Economy:台湾

2015年7/8月発行 第44号

- ・中国産業用ロボット市場の課題と戦略～華南エリアの動向を中心に～
- ・2015年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・Malaysia:駐在員に対する個人所得税
- ・Vietnam:改正企業法および投資法の施行細則の草案
- ・Vietnam:改正労働法 最新施行細則の解説
- ・India:インドの税制 [54]GSTの概要および導入による影響
- ・China:中国企業との取引における注意事項
- ・Hong Kong:新会社法導入に伴う合併の取り扱い
- ・Macro Economy:アジア経済概況

2015年9月発行 第45号

- ・中国市場は外国人投資家を受け入れるのか～今後の制度改正に着目する理由～
- ・中国におけるリース産業とビジネスチャンス～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・India:インドビジネス最新情報 [16]非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・Thailand:タイで働くために必要なもの～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・China:解説・中国ビジネス法務[19]中国環境保護法の改正(2)
- ・Hong Kong:香港の担保制度
- ・アジア経済情報:フィリピン

2015年10月発行 第46号

- ・華南における越境ECビジネスの現状と展望
- ・深汕特別合作区～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・Malaysia:GST導入後の状況
- ・Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・India:インドの税制 [55]インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・アジア経済情報:アジア経済概況

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部（日本）

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1.法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2.秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3.著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4.諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。